

白新ユナイテッド（スポーツ・文化活動）登録団体条件等

- 1 スポーツ団体・文化活動団体は青少年の健全育成を目的とした団体であること
「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項）参照
「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」参照
- 2 青少年の健全育成とは勝利至上主義ではなく、スポーツ振興、芸術文化振興に貢献することであり、それにふさわしい団体・指導者でなければならない
- 3 白新ユナイテッドに登録を申請する団体は、団体代表者を1名たてなければならない
- 4 団体に登録する人数は1人以上の指導者と2人以上の団員でなければならない
- 5 白新中学校学校運営協議会は活動実態がない団体に対して活動停止をする権利がある
- 6 白新ユナイテッド（学校担当者）は学校運営協議会に対して、活動状況を報告する義務がある
- 7 白新ユナイテッドの活動場所は白新中学校体育館・音楽室・武道場・グラウンド（テニスコートも含む）
※ 校舎内での他の場所の活動は認めない
- 8 白新ユナイテッドに登録する団体は団体規約を作成し、学校運営協議会に提出しなければならない
- 9 中体連・吹奏楽連盟等の団体等認定基準に準ずる
- 10 別紙申請書（様式1、様式2）を毎年2月に提出し、申請を行うこと
- 11 代表者は2月の学校運営協議会に団体規約・前年度の活動報告を提出すること
- 12 各書類の提出先は白新中学校白新ユナイテッド担当まで

令和6年12月24日